

一般社団法人 滋賀経済産業協会

女性活躍推進法 及び 次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、女性が活躍でき、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日までの3年間  
(令和7年) (令和10年)

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率を当年度付与日数の70%以上にする。

<対策>

- 令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年5月～ 協会内検討委員会で推進方法の検討を開始
- 令和7年6月～ 有給休暇取得予定表の掲示、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組を開始
- 毎年3月 取得状況を把握、対策を立案・実施

以上